

平成27年第8回由布市農業委員会総会議事録

1. 日 時：平成27年8月27日（木）14時00分

2. 場 所：挾間庁舎 4階 大会議室

3. 出席委員 34名

会 長 17番 縣 次男

副 会 長 23番 小野 七郎

委 員

1 番大澤 英之	1 1 番廣瀬 啓治	2 1 番衛藤 由澄	3 1 番大塚 弘士
2 番加藤 正信	1 2 番田中真理子	2 2 番佐藤 高信	3 2 番山月 憲昭
3 番佐藤有太郎		2 3 番小野 七郎	3 3 番甲斐 善馬
4 番利光 末子	1 4 番田中 俊行	2 4 番佐藤 靖司	3 4 番小山 豊康
5 番坂本 成一	1 5 番首藤 勝磨		3 5 番後藤 義昭
6 番安部 義浩	1 6 番梅木 敏弘	2 6 番二宮 正男	3 6 番穴井 幸男
7 番佐藤 義男	1 7 番縣 次男	2 7 番溝口 正剛	
8 番吉廣 順一	1 8 番加藤 康男	2 8 番庄野 誉	
9 番後藤 慶子	1 9 番佐藤 邦政	2 9 番佐藤 圭介	
1 0 番佐藤 勝規	2 0 番那須 紀子	3 0 番佐藤千代信	

4. 欠席委員

1 3 番佐藤 幸市 2 5 番栗林 睦和

5. 議事日程

(1) 出席確認及び行事報告（事務局長）

(2) 会長挨拶

(3) 議 事

①農地法18条の規定による合意解約通知の報告

②農用地利用集積計画（貸借権設定）の審議

③農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請の審議

④農地法第4条の規定による許可申請の審議

⑤農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議

⑥非農地証明の発行の審議

⑦農地保有合理化事業による権利の移動の審議

(4) その他

法改正について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 須藤啓司、次長 後藤義一、次長 日野正美、主幹 大嶋陽一

7. 会議の概要

事務局次長 配布資料の確認について

事務局長 行事報告 連絡事項

出席者報告 出席委員36名中、34名の出席となります。会議規則第8条により総会が成立していることを報告します。

会長挨拶

議長

それでは本日の会議を開きます。お諮りします。会議は本日一日間といたしたいと思いますが、これに異議はございませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。したがって会議は本日1日間と決定しました。

次に会議録署名人の2名を指名します。本日の会議録署名委員は、議席番号「5番坂本成一」委員さんと「6番安部義浩」委員さんの2名にお願いします。よろしくをお願いします。

次に採決についてお諮りします。これから採決します日程第1から第7までのすべての件は、会議規則第14条により挙手をもって採決したいと思いますが、ご異議はありませんか。

(異議なし)

異議なしと認めます。それでは、只今より会議規則第7条による議案審議を行います。それから、農業委員会会議規則第12条により議事参与制限を受ける委員さんは、退席をすることとなっていますのでよろしくお願いします。

○日程1「農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について」

(議案1号～3号 3件)

議長

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について事務局より説明をお願いします。

事務局

日程1、農地法第18条の規定による合意解約通知の報告について議案朗読説明

議長

議案1から3号につきましては、報告ということで了承いただきたいと思います。

○日程2「農用地利用集積計画の決定について」

(議4号 1件)

議長

日程2、農地利用集積計画の決定について事務局説明をお願いします。

事務局

日程2、農地利用集積計画の決定について議案朗読説明。

議案4号は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

議 長

議案4号は、継続設定の案件です。

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程3「農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案5号～6号 2件)

議 長

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について、2件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程3、農地法第3条の規定による所有権移転の許可申請について議案朗読説明。

議案5号から6号は、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると考えます。

議 長

議案5号について、議席番号24番佐藤 靖司委員より説明をお願いします。

24番佐藤 靖司委員

この畑については、庄内町小松寮の一角にある畑です。受人の大塚さんは梨園をしております、今は苗の仕立て方が随分と変わってきたようですが、梨の苗を作るためにこの畑を譲り受けたいということのようです。生育園ということで育てて、その後に苗を園へ移植するということです。梨園も手広く経営しており問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

議案6号について、議席番号1番大澤 英之委員より説明をお願いします。

1番大澤 英之委員

小野尚雄さんと弘文さんは、義理の兄弟になるそうです。昔、小野弘文さんの妹さんが嫁に行くときに化粧代として持たせたものだそうです。妹さんも既に亡くなっており、大分に住んでいる尚雄さんも農業をしたことがないということで、あとの管理をどうしようかということで弘文さんへ譲り渡すことになったそうです。何ら問題はないと思います。

議 長

質疑を受けます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

○日程4「農地法第4条の規定による許可申請について」

(議案7号 1件)

議 長

日程4、農地法第4条の規定による許可申請について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程4、農地法第4条の規定による許可申請の審議について議案朗読説明

議案7号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第2種農地と判断され、問題ないと考えます。

議 長

議案7号について、議席番号33番甲斐 善馬委員より説明をお願いします。

33番甲斐 善馬委員

位置図は1ページから3ページですが、これは平成17年頃の県道の新設に伴いまして市道も新設したんですが、周りは庄内町が買ってますが、この72㎡は河村さんの土地であります、一緒に舗装して駐車場にしようということになったようでございます。始末書もでておまして、畑としての利用価値はないようにありましたので、問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

○日程5「農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について」

(議案8号～15号 8件)

議 長

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請について、8件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程5、農地法第5条の規定による所有権移転の許可申請の審議について議案朗読説明

議案 8 号から 11 号の農地区分は、1 種農地ではありますが、集落接続要件を満たすため、1 種農地の不許可の例外と判断され、問題はないと考えます。

議案 12 号、13 号の農地区分は、都市計画区域内の用途区域内であり、第 3 種農地と判断され、問題はないと考えます。

議案 14 号の農地区分は、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象になっていない小集団の生産性の低い農地であり、第 2 種農地と判断され、問題ないと考えます。

議案 15 号の農地区分は、1 種農地ではありますが、農業振興地域整備計画の農用地利用計画において指定された用途に供するため、問題はないと考えます。

議 長

議案 8 号から 11 号について、関連がありますので続けて説明をお願いします。

説明を議席番号 35 番後藤 義昭委員よりお願いします。

35 番後藤 義昭委員

議案 8 号の渡人の小川さんは、親が生きてた間は耕作していたんですが、親が亡くなってから自分が耕作しようとしたようですが、今度は奥さんが病気になり、手が回らなくなったということで、ほかの人に作ってもらってたんですが、建売分譲住宅の話がきて、それで OK を出したようです。小川さんは近辺にたくさん農地を持っておりまして、1、2 枚は耕作しなくても影響はないらしいです。

議案 9 号の渡人の二宮カヨさんは、自分では約 10 年ほど耕作しておらず、ほかの人に作ってもらってたんですが、隣の田んぼが建売分譲住宅になるということで、それなら一緒に売ってしまおうかということになったようです。

議案 10 号の二宮久義さんも、親父さんが 20 年くらい前に亡くなったんですが、ずーと貸しており、本人は耕作する意向は全くありません。今回のこの話に乗ったようです。

議案 11 号の二宮さんは 10 号の久義さんと兄弟です。久義さんが農地を売るということで、県外に住んでいるということもあり、隆正さんもそれに乗ったようです。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありますか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案 12 号、13 号について、関連がありますので続けて説明をお願いします。

説明を議席番号 32 番山月 憲昭委員よりお願いします。

32 番山月 憲昭委員

地図は 16 ページを見ていただくとわかりやすいかと思います。柳井工業さんが持っています奥の太陽光パネル用地の北側からの進入路用地であります。隣地の同意、排水等問題が見当たりませんので、転用しても問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案14号について、議席番号12番田中 眞理子委員より説明をお願いします。

12番田中 眞理子委員

地図は20, 21ページです。ここは既に1451-2は宅地として使用されていましたが、今度ここを購入された湧さんが1451にまたがって家を建てたいということで、そこは転用されてませんでしたので今回の申請になりました。一部進入路としてコンクリートが張ってあるんですが、その分は始末書も出ておりますので、ご判断をお願いしたいと思います。隣地との境もちゃんとしているということで、問題はないと思います。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

意見を付して進達いたしますので、許可相当と認める委員の挙手を求めます。

挙手多数により許可相当と認めます。

議案15号について、議席番号31番大塚 弘士委員より説明をお願いします。

31番大塚 弘士委員

まず、申請理由ですが、50頭規模の畜舎を建てたいということです。図面では平坦ですけども現地は段があります。字図で1875-5までは国の事業で3名の方の畜舎が建っています。大塚洋二さんは30台半ばの息子さんと一緒に事業をするということで、我々の後継者であり、農業関係も大型機械等も所有しておりますが、現地に行ってみたんですが、左の方が山にかかっておりまして、湿田であり、面積は2~3反近くありますが、大型機械でもなかなか作業がスムーズにいかないということで畜舎に利用するということになりました。農地の有効利用にもなろうかと思えます。

○日程6「非農地証明の発行について」

(議案16号~19号 4件)

議 長

日程6、非農地証明の発行について、4件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程6、非農地証明の発行について議案朗読説明

議案16号から19号は、農地法第2条第1項の対象とならない土地と判断され、問題はないと考えます。

議 長

議案16号について、議席番号32番山月 憲昭委員より説明をお願いします。

32番山月 憲昭委員

場所と写真については27、28ページで、ここは過去に転用（許可）済みということでありましたので、支障はない、非農地であると考えます。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

（ありません。）

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

結果、挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案17号について、議席番号29番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29番佐藤 圭介委員

図面は31ページを見て下さい。写真がありますが、写真は真っ直ぐ市道をつくっている写真です。この場所は上の写真で鉄板がしいてあるところです。この左側に交流センターをつくらうとしておりますが、既に市の所有となっておりますが、非農地の証明が必要ということです。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

（ありません。）

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

結果、挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案18号について、議席番号29番佐藤 圭介委員より説明をお願いします。

29番佐藤 圭介委員

図面は33、34ページをご覧ください。この用地は今年6月の総会で5条申請、所有権移転をしまして分譲住宅用地としてここで了解を得た場所（の隣接地）であります。新たに非農地の証明がいるということでの申請であります。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

（ありません。）

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、

非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

結果、挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

議案19号について、議席番号14番田中 俊行委員より説明をお願いします。

14番田中 俊行委員

地図は35ページ、写真は37ページになります。申請地は道路からかなり入ったところで、周辺には農地がありますが、車の通る道路以外は道がわかりにくく、写真と同じような状況です。復元は相当難しいと思われます。

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

採決をいたします。現地の状況から判断して、申請地は農地に該当しないということで、非農地証明を発行してよいと思われる方は挙手をお願いします。

結果、挙手多数により非農地証明発行を決定いたします。

○日程7「農地保有合理化事業による権利の移動について」 (議案20号 1件)

議 長

日程7、農地保有合理化事業による権利の移動について、1件あります。事務局より説明をお願いします。

事 務 局

日程7、農地保有合理化事業による権利の移動について議案朗読説明

議 長

質疑を求めます。

どなたかご質問はありませんか。

(ありません。)

承認される委員の挙手を求めます。

挙手多数により承認します。

以上で会議規則第7条による議案審議は終了しました。ご協力ありがとうございました。